

約款 新旧対照表

『ドメインサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第4条(サービス内容)	<p>第4条(サービス内容)</p> <p>1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続(以下、併せて「登録申請等」といいます)を、当社が、新規登録を希望する者(以下、「登録希望者」といいます)または利用者に代わって行うサービスです。</p> <p>2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. jpドメイン ii. .com.net.org.info.biz その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン <p>3. 前項第1号に定めるjpドメインとは、以下の各号のドメイン名を指すものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 株式会社日本レジストリサービス(以下、「JPRS」といいます)の定める「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」(以下、「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「汎用JPDメイン名」 ii. JPRSの定める「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」(以下、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「属人性地域型JPDメイン名」のう <p>ち.co.jp、.ed.jp、.gr.jp、.ac.jp、.or.jp、.ne.jpドメイン</p>	<p>第4条(サービス内容)</p> <p>1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続(以下、併せて「登録申請等」といいます)を、当社が、新規登録を希望する者(以下、「登録希望者」といいます)または利用者に代わって行うサービスです。</p> <p>2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. jpドメイン ii. .com.net.org.info.biz その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン <p>3. 前項第1号に定めるjpドメインとは、以下の各号のドメイン名を指すものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 株式会社日本レジストリサービス(以下、「JPRS」といいます)の定める「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」(以下、「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「汎用JPDメイン名」 ii. JPRSの定める「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」(以下、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「属人性地域型JPDメイン名」 iii. JPRSの定める「都道府県型JPDメイン名登録等に関する規則」(以下、「都道府県型JPDメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「都道府県型JPDメイン名」 <p>4. 第1項にかかわらず、基本サービスにおいて、「地域型JPDメイン名」(JPRSの定める「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する技術細則」2.2が規定するものをいいます)および「都道府県型JPDメイン名」の新規登録は行いません。</p>	<p>・都道府県型JPDメイン名の移管受け入れの開始に伴い、都道府県JPDメインに関する条項の追加を行います。</p> <p>・地域型JPDメインの記載を追記します。</p>
第13条(登録および使用の制限)	<p>第13条(登録および使用の制限)</p> <p>1. 以下各号のいずれかにあたる場合には、上位組織または当社が、利用者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、修正する権利を保持することを、利用者は、あらかじめ承諾したものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 利用者がポリシー等または本ドメイン約款に違反した場合 ii. ポリシー等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合 iii. ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合 iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合 v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合 <p>2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録手続を中止またはドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程および結果の詳細について、当社は利用者に開示する義務を負わないものとします。</p> <p>3. 利用者は、前各項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の停止、移転、または抹消について、異議申立をすることはできないものとします。</p>	<p>第13条(登録および使用の制限)</p> <p>1. 上位組織および当社は、以下各号のいずれかにあたる場合に、利用者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、および修正する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 利用者がポリシー等または本ドメイン約款に違反した場合 ii. ポリシー等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合 iii. ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合 iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合 v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合 <p>2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録手続を中止またはドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程および結果の詳細について、当社は利用者に開示する義務を負わないものとします。</p> <p>3. 利用者は、前各項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の停止、移転、または抹消について、異議申立をすることはできないものとします。</p>	<p>・条文の表現を修正します。</p>
第15条(資格)	<p>第1節 汎用JPDメイン、属人性JPDメイン</p> <p>第15条(資格)</p> <p>1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 汎用JPDメイン、「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 ii. 属人性JPDメイン「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1「属人性地域型JPDメイン名の種類」記載の要件を満たす者 	<p>第1節 汎用JPDメイン名、属人性地域型JPDメイン名、都道府県型JPDメイン名</p> <p>第15条(資格)</p> <p>1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 汎用JPDメイン名:「汎用JPDメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 ii. 属人性地域型JPDメイン名:「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1「属人性地域型JPDメイン名の種類」記載の要件を満たす者 iii. 都道府県型JPDメイン名:「都道府県型JPDメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 	<p>・都道府県型JPDメイン名の移管受け入れの開始に伴い、都道府県JPDメインに関する記載および条項の追加を行います。</p> <p>・「属人性JPDメイン」の表記を修正します。</p>
第16条(登録可能なドメインの個数)	<p>第16条(登録可能なドメインの個数)</p> <p>1. 汎用JPDメインについては、その登録可能な個数に制限はないものとします。</p> <p>2. 属人性JPDメインについては、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」第9条第2項各号のいずれかに該当する場合には、その登録可能な個数に制限はないものとします。</p>	<p>第16条(登録可能なドメインの個数)</p> <p>1. 汎用JPDメイン名および都道府県型JPDメイン名については、その登録可能な個数に制限はないものとします。</p> <p>2. 属人性地域型JPDメイン名については、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」第9条第2項各号のいずれかに該当する場合には、その登録可能な個数に制限はないものとします。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、都道府県型JPDメイン名、および属人性地域型JPDメイン名のうち地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。</p>	<p>・都道府県型JPDメイン名の移管受け入れの開始に伴い、都道府県JPDメインに関する記載および条項の追加を行います。</p> <p>・「属人性JPDメイン」の表記を修正します。</p>
第17条(登録申請不能期間)	<p>第17条(登録申請不能期間)</p> <p>1. 利用者がドメイン名の登録を廃止した場合、以下の各号に定める期間においては、同一文字列のドメイン名の再度の登録申請を行うことはできないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 汎用JPDメイン名については、登録期間終了から1ヶ月間 ii. 属人性JPDメイン名については、登録期間終了から6ヶ月間 	<p>第17条(登録申請不能期間)</p> <p>1. 利用者がドメイン名の登録を廃止した場合、以下の各号に定める期間においては、同一文字列のドメイン名の再度の登録申請を行うことはできないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 汎用JPDメイン名および都道府県型JPDメイン名については、登録期間終了から1ヶ月間 ii. 属人性地域型JPDメイン名については、登録期間終了から6ヶ月間 <p>2. 前項にかかわらず、都道府県型JPDメイン名、および属人性地域型JPDメイン名のうち地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。</p>	<p>・都道府県型JPDメイン名の移管受け入れの開始に伴い、都道府県JPDメインに関する記載および条項の追加を行います。</p> <p>・「属人性JPDメイン」の表記を修正します。</p>
第18条(属人性JPDメインの仮登録)	<p>第18条(属人性JPDメインの仮登録)</p> <p>1. 利用者は、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1「属人性地域型JPDメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属人性JPDメインの仮登録を当社に申請することができま</p> <p>2. 前項の申請により仮登録された属人性JPDメインの登録期間は、第14条第1項の定めにかかわらず、契約開始日から起算して6ヶ月間とします。</p> <p>3. 第1項により仮登録された属人性JPDメインは、次条に定める手続が完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続を行えないものとします。</p>	<p>第18条(属人性地域型JPDメイン名の仮登録)</p> <p>1. 利用者は、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1「属人性地域型JPDメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属人性地域型JPDメイン名の仮登録を当社に申請することができま</p> <p>2. 前項の申請により仮登録された属人性地域型JPDメイン名の登録期間は、第14条第1項の定めにかかわらず、契約開始日から起算して6ヶ月間とします。</p> <p>3. 第1項により仮登録された属人性地域型JPDメイン名は、次条に定める手続が完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続を行えないものとします。</p> <p>4. 前三項にかかわらず、属人性地域型JPDメイン名のうち地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。</p>	<p>・「属人性JPDメイン」の表記の修正および条項の追加を行います。</p>
第19条(仮登録された属人性JPDメインの本登録)	<p>第19条(仮登録された属人性JPDメインの本登録)</p> <p>1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属人性JPDメインに関し、前条第2項に定める期間内に、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続における添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属人性JPDメインの本登録を申請することができま</p> <p>2. 前項により本登録が行われた属人性JPDメインの登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものとし、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。</p>	<p>第19条(仮登録された属人性地域型JPDメイン名の本登録)</p> <p>1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属人性地域型JPDメイン名に関し、前条第2項に定める期間内に、「属人性(組織種別型)・地域型JPDメイン名登録等に関する規則」別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続における添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属人性地域型JPDメイン名の本登録を申請することができま</p> <p>2. 前項により本登録が行われた属人性地域型JPDメイン名の登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものとし、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、属人性地域型JPDメイン名のうち地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。</p>	<p>・「属人性JPDメイン」の表記の修正および条項の追加を行います。</p>
第20条(仮登録された属人性JPDメインの廃止)	<p>第20条(仮登録された属人性JPDメインの廃止)</p> <p>1. 仮登録された属人性JPDメインの本登録を行うための法人その他の組織の不成立が確定した場合、または第18条第2項に定める登録期間満了日までに、前条第1項の本登録の手続が行われなかった場合、仮登録された属人性JPDメインは廃止されます。</p>	<p>第20条(仮登録された属人性地域型JPDメイン名の廃止)</p> <p>1. 仮登録された属人性地域型JPDメイン名の本登録を行うための法人その他の組織の不成立が確定した場合、または第18条第2項に定める登録期間満了日までに、前条第1項の本登録の手続が行われなかった場合、仮登録された属人性地域型JPDメイン名は廃止されます。</p>	<p>・「属人性JPDメイン」の表記の修正および条項の追加を行います。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附 則</p> <p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年4月1日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年8月6日より適用されます。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年8月6日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年9月17日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>
別紙(上位組織および紛争処理方針)	<p>別紙(上位組織および紛争処理方針)</p> <p>1. jp、.co.jp、.ed.jp、.gr.jp、.ac.jp、.or.jp、.ne.jp 上位組織名: JPRS(レジストリ) 紛争処理方針: JPDメイン名紛争処理方針</p> <p>2. .com、.net 上位組織名: VeriSign, Inc(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>3. .org 上位組織名: Public Interest Registry(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>4. .info 上位組織名: Afilias Limited(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>5. .biz 上位組織名: Neustar, Inc.(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP RDRP</p>	<p>別紙(上位組織および紛争処理方針)</p> <p>1. jp、.co.jp、.ed.jp、.gr.jp、.ac.jp、.or.jp、.ne.jp 上位組織名: JPRS(レジストリ) 紛争処理方針: JPDメイン名紛争処理方針</p> <p>2. .com、.net 上位組織名: VeriSign, Inc(レジストリ) JPRS(レジストラ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>3. .org 上位組織名: Public Interest Registry(レジストリ) JPRS(レジストラ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>4. .info 上位組織名: Afilias Limited(レジストリ) JPRS(レジストラ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP</p> <p>5. .biz 上位組織名: Neustar, Inc.(レジストリ) JPRS(レジストラ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP RDRP</p>	<p>gTLDドメインのレジストラとして、JPRSを追加します。</p>